

# 舟橋村役場より、新型コロナウイルス感染症についての 情報提供がありましたのでお知らせします。

令和3年4月1日

(配布日 6月3日)

村内保育施設各位

舟橋村生活環境課長

村内保育施設における新型コロナウイルス感染症に伴う  
職員・児童の登園の取扱について

このことについて、今後の対応基準等を次のとおりとします。

## 1. 感染等の状況による対応基準

対応 基準	感染等の状況	自粛要請期間等
レベル 1	職員・児童・同居家族等が、 濃厚接触者ではないが PCR検査を受ける	原則として、PCR検査を受けることが決定した日から、検査結果が陰性と確認される日まで (PCR検査は、様々な理由により受けるため、個々のケースにより判断)
レベル 2	職員・児童の同居家族が、 濃厚接触者として特定された	同居家族等が、保健所から外出自粛要請された期間 (一つの目安として、感染者と最後に接触した翌日から起算して14日間)
レベル 3	職員・児童が濃厚接触者として特定された	保健所から外出自粛要請された期間 (一つの目安として、感染者と最後に接触した翌日から起算して14日間)
レベル 4	職員・児童の感染が判明した	当該保育施設に在籍している児童・職員の感染状況を確認し、安全と判断できるまで臨時休園とする

※ただし、保健所から直接指示や要請が合った場合はそれに従うこととする。

## 2. 保育料・副食費の日割り計算

前項の基準によるものを対象とします。

## 3. その他留意事項

感染の防止に努めるため、新型コロナウイルス感染との関連が不明な場合においても、職員・児童に発熱等の風邪の症状がみられる場合は、可能な限り自宅療養を依頼願います。ただし、保育料・副食費の日割り計算の対象にはなりません。